

「科学研究者への職務科学技術成果の所有権又は長期的使用権の付与に関する
試行実施プラン」の印刷配布に関する科学技術部等 9 部門からの通知

国科発区〔2020〕128号

各関係単位：

「科学研究者への職務科学技術成果の所有権又は長期的使用権の付与に関する試行実施プラン」（以下、「実施プラン」という）は、中央全面深化改革委員会第12回会議における審議を経て、2020年2月14日付けで可決された。ここに「実施プラン」を印刷配布するので、実情を踏まえて慎重に徹底・実行することを要請する。

科学技術部 発展改革委員会 教育部
工業・情報化部 財政部 人力資源社会保障部
商務部 知識産権局 中国科学院

2020年5月9日

（この文書は公開發行するものである）

科学研究者への職務科学技術成果の所有権又は長期的使用権付与試行実施プラン

科学技術成果の使用権、処置権及び収益権改革を深化させ、科学研究者の革新への意欲を更にかき立て、科学技術成果の転化を促進するために、『中華人民共和国科学技術進歩法』『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』『中華人民共和国専利法』の関連規定に従い、ここに科学研究者への職務科学技術成果の所有権又は長期的使用権付与試行業務の展開について本実施プランを制定する。

一、全体的要求

(一) 指導思想

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、19 回党大会・党 19 期 2 中全会・3 中全会・4 中全会精神を全面的に貫徹し、党中央・国務院の政策決定・手配を真摯に貫徹し、革新駆動型発展戦略の実施を加速し、科学技術成果が転化してこそ革新価値を本当に実現することができ、転化しないことが最大の損失となるという理念を樹立し、科学技術成果の転化促進のためのメカニズムとモデルを革新し、科学技術成果の転化を制約する障害や障壁を打破するよう取り組み、科学技術者への職務科学技術成果の所有権又は長期的使用権付与を通じて財産権によるインセンティブ付与を実施し、科学技術成果転化のインセンティブ政策を充実化し、科学技術者の革新・起業の積極性をかき立て、科学技術と経済との高度融合を促進し、経済の質の高い発展を推進し、革新型国家の建設を加速する。

(二) 基本原則

系統的に設計し、統一的に配置する。科学技術成果の所有権と長期的使用権の改革に焦点を当て、科学研究者への職務科学技術成果の所有権と長期的使用権の付与に係るプロセスの規範化、機関における科学技術成果の管理に関する自主権の十分な付与、デューデリジェンスメカニズムの構築、科学技術成果転化への適切な管理・サービス提供等においてトップレベル設計をしっかりと行い、試行業務を統一的に推進する。

問題志向を堅持し、短所を補足する。市場経済と科学技術革新の法則に従い、科学技術成果の有効な転化に関する政策制度のボトルネックの解決に取り組み、改革の突破口を特定し、資源と力を集中し、科学技術成果の転化チャネルを円滑にさせる。

先に実行し、先に試み、重点的に突破する。科学研究者の革新積極性を引き出し、科学技術成果の転化促進を出発点・立脚点とし、政策指導を強化し、模索の先行展開を奨励し、体制・メカニズムの障害を打破し、新たなルートと新たなモデルを形成し、科学技術の革新と科学技術成果の転化に寄与する長期的メカニズムの構築を加速する。

(三) 主要目標

分野別に 40 の大学と科学研究機構を選出して試行を展開し、科学研究者に対して職務科学技術成果の所有権又は長期的使用権を付与するためのメカニズムとモデルの構築を模索し、複製・普及可能な経験とやり方を形成し、関連法律・法規と政策措置の整備を推進し、科学研究者の革新の積極性を更にかき立て、科学技術成果の移転・転化を促進する。

二、試行の主要任務

(一) 科学研究者への職務科学技術成果の所有権の付与

国によって設立された大学、科学研究機構の科学研究者が完成した職務科学技術成果の所有権は当該機構に帰属する。試行機構は、本機構の実情を踏まえて、本機構が財政資金を利用して形成したか、又は企業や他の社会組織の委託を受けて形成した、機構に帰属する職務科学技術成果の所有権を成果完成者（チーム）に付与することができ、これにより、試行単位と成果完成者（チーム）は共同所有権者となる。権利付与される成果は、所有権の帰属が明白で、将来的に利用されることが明らかで、実施対象が明確であり、科学研究者による転化の願望が強い等の条件を備えなければならない。成果の種類には、専利権、コンピューターソフトウェア著作権、集積回路配置設計専有権、植物新品種権及びバイオ医薬新品種、技術秘密等が含まれる。国家安全、国防安全、公共安全、経済安全、社会安定等に影響を与える可能性がある国家利益や重大な社会公共利益に関わる成果については、当面、権利付与範囲には取り入れないものとし、権利付与された成果のネガティブリスト制度の構築の推進を加速する。

試行機構は、職務科学技術成果に係る権利付与の管理制度、業務遂行プロセス及び意思決定メカニズムを構築・健全化し、科学研究者の意思に従って転化前の職務科学技術成果の所有権の付与（権利付与後の転化）又は転化付与後の現金や株式による奨励（転化後の奨励）といった異なるインセンティブ付与の方式を講じて、同一の科学技術成果の転化についてインセンティブを繰り返さないようにしなければならない。権利付与後の転化の場合、科学技術成果の完成者（チーム）は、チーム内部の合意を経て、内部の収益配分割合等の事項を書面で約定し、機構に権利付与を申し立てる代表者を指定しなければならない。試行機構は、審査・承認をした後、機構内で公示をする必要があるが、当該公示期間は 15 日を下回ってはいけない。試行機構と科学技術成果の完成者（チーム）は、書面契約を締結し、科学技術成果の転化による収益の配分割合、転化に係る意思決定メカニズム、転化に係る費用の分担及び知的財産権維持費等を合理的に約定し、科学技術成果の転化に係る各方面の権利と義務を明確化し、かつ対応する所有権帰属変更等の手続を適時に処理しなければならない。

(二) 科学研究者への職務科学技術成果の長期使用権の付与

試行機構は、科学研究者に 10 年以上の職務科学技術成果の長期使用権を付与する

ことができる。科学技術成果の完成者（チーム）は、機構に成果転化を申し立てかつその成果転化に関する実施プランを提出し、単独で又は他の機構と共同で当該科学技術成果の転化を実施しなければならない。試行機構は、審査・承認した後、機構内で公示をする必要があり、当該公示期間は 15 日を下回ってはいけない。試行機構と科学技術成果の完成者（チーム）は、書面契約を締結し、成果の収益配分等の事項を合理的に約定しなければならない。科学研究者が契約を履行し、科学技術成果の転化に積極的な進展を遂げ、良好な収益を得た場合、試行機構は更に科学研究者への長期使用権の付与期間を延長することができる。試行の終了後、試行期間内に締結して発効した長期使用権に係る契約は、契約の約定通りに引き続き履行するものとする。

（三）知識価値の向上を目指す配分政策の実行

科学権利者の収入が成果の転化に対する実際の貢献と釣り合うように、試行機構は、職務科学技術成果の転化による収益の配分メカニズムを構築・健全化しなければならない。試行機構は、技術開発、技術コンサルティング、技術サービス等の活動を含めた科学技術成果の転化を実施するにあたって、規定により個人に与える現金報酬を、科学技術成果の転化に重要な貢献をした者に適時に全額支給し、当年間における本機構の業績給総額に計上しなければならない。当該報酬は、機構の総額に制限されず、総額基数に取り入れられないものとする。

（四）科学技術成果の転化をめぐる国有資産管理方式の最適化

試行機構に科学技術成果の管理に関する自主権を十分に付与し、科学技術成果転化の法則に沿った国有資産管理モデルの形成を模索する。大学、研究機構は、保有している科学技術成果の譲渡、実施・使用許諾又は値踏み投資を自主的に決定することができ、主管部門、財政部門に報告して審査・承認を受ける必要がない。試行機構は、国有全額出資企業に科学技術成果を譲渡し、その実施・使用を許諾し、又は値踏みして投資する場合、資産評価を行わなくてもよい。試行機構は、国有非全額出資企業に対して、保有している科学技術成果を譲渡し、その実施・使用を許諾し、又は値踏みして投資する場合、資産評価を行うか否かについて自主的に決定する。

（五）科学技術成果転化の全プロセス管理とサービス提供の強化

試行機構は、科学技術成果の転化に関する全プロセスの管理とサービス提供を強化し、権限委譲・管理強化の両立を堅持し、年次報告制度、技術契約の認定、科学技術成果の登記等の方式を通じて、権利付与された科学技術成果の転化状況を適時に把握しなければならない。試行機構は、協議による価格決定、技術取引市場での価格公示・取引、競売等の方式を通じて取引価格を決定し、科学技術成果の移転・転化に関する資産評価メカニズムを模索・整備することができる。科学技術成果の所有権又は長期使用権を得た科学技術成果の完成者（チーム）は、勤勉に働き、職務を果たし、様々な方式を積極的に講じて科学技術成果の転化の推進を加速しなければならない。権利

付与された科学技術成果を値踏みして出資する場合、対応するコーポレート・ガバナンス構造を整備し、各方面の利益を保護しなければならない。試行機構と科学研究者が科学研究発展基金等の方式を通じて、成果の転化による収益を中間試験・成熟化と新プロジェクトの研究開発等の科学技術革新活動に引き続き使用するよう奨励する。関連情報の開示メカニズムを構築・健全化し、全社会による監督を強化する。

(六) 権利付与された科学技術成果の転化における科学技術安全と科学技術倫理の管理強化

権利付与された科学技術成果が最初に中国国内で転化・実施されるよう奨励する。国家は、重大な利益と安全を考慮し、法により権利付与された職務科学技術成果の応用を普及させることができる。科学研究者は、権利付与された科学技術成果を中国国外へ移転・転化する場合、国の技術輸出等に関する法律・法規を遵守しなければならない。国家秘密に関わる職務科学技術成果の権利付与と転化について、試行機構と成果完成者（チーム）は科学技術秘密保持制度を厳しく実行し、秘密保持管理を強化しなければならない。試行機構と成果完成者（チーム）が、企業や個人と協力して秘密に係る成果の移転・転化を展開する場合、法律や法規に基づく審査承認を行い、かつ秘密保持契約を締結しなければならない。権利付与された科学技術成果の転化における科学技術倫理の管理を強化し、科学技術倫理の関連規定を厳しく遵守し、科学技術成果の安全かつ制御可能な転化・活用を確保しなければならない。

(七) デューデリジェンス免責メカニズムの構築

試行機構の指導者は、勤勉で職務に精励する義務を履行し、意思決定、公示等の管理制度を厳しく実行しており、かつ、不法な利益を獲得しようとした場合には、科学技術成果の値踏み、資産評価の無断決定及び成果の権利付与における関連意思決定に関する失策についての責任追及を免除することができる。各地方、各主管部門は、それなりのフォールトトレランス（耐障害性）と過失是正メカニズムを構築し、ネガティブリスト等の方式を通じて、勤勉で責任を果たす規範や細則を制定し、試行機構の転化の意欲と科学研究者が仕事・起業する積極性、創造性をかき立てるよう模索しなければならない。規律検査・監察、監査、財政等の部門の監督検査体制を整備し、中央の精神と改革の方向に合致するか否か、科学技術成果の転化に役立つか否かを科学技術成果の転化活動への定性的な判断基準とし、周到慎重で包括的な監督管理を実行する。

(八) 専門的な技術移転機構の役割の十分な発揮

試行機構は、定員を増やすことなく、専門的な技術移転メカニズムの構築を整備し、社会化した技術移転機構の役割を発揮し、情報公開、成果評価、成果連携、仲介サービス、知的財産の管理・運用等の業務を展開し、技術移転管理・運営メカニズムを革新し、テクニカルマネージャーチームの構築を強化し、専門サービス能力を高めなけ

ればならない。

三、試行対象と期間

(一) 試行単位の範囲

試行単位は、国によって設立された大学と科学研究機構である。業績、誠実信用及び能力に基づく科学研究管理改革の試行を展開する中央部門所属の大学と中国科学院所属の科学研究所、医療衛生、農業等の業界所属の中央級科学研究機構、及び全面的革新改革試験区と国家自主革新モデル区内にある地方の大学と科学研究機構から、改革の原動力が十分で、革新能力が高く、転化成果が顕著でかつ模範作用が際立っている機構を選択して、試行を優先的に展開する。

(二) 試行期間

試行期間は3年とする。

四、実施の組織

(一) 組織指導の強化

国家科学技術体制改革と革新体系建設の指導者グループの指導下で、科学技術部は発展改革委員会、教育部、工業・情報化部、財政部、商務部、人力資源社会保障部、知識産権局、中国科学院等の部門と共同で、効率的で簡素な試行業務調整メカニズムを構築し、重大な政策問題を適時に研究し、権利付与契約見本を編成し、リスク予防・制御を強化し、試行業務の推進を指導し、試行がマイクロ的に統制できることを確保する。関連地方は、調整メカニズムを構築し、試行任務の実行を促進し、成果の総括評価と経験普及業務をしっかりと行わなければならない。試行機構は、実施プランの原則と要求に従い、試行業務プランを作成しなければならない。

(二) 評価監視の強化

科学技術部は、関連部門と共同で試行業務報告制度を整備する。試行機構は、試行業務プラン、年間試行実施状況及び権利付与された成果一覧表を主管部門と科学技術部に適時に報告しなければならない。試行中における一部の重大事項について、科学技術、産業、法律、財務、知的財産等の専門家を組織し、意思決定コンサルティングサービスを展開することができる。第三者の評価機構の役割を果たし、試行の進展状況に対する監視と評価を展開する。試行前に関連地方と機構が既に展開した科学技術成果の権利付与と転化に関わる成功体験、方法、モデルについて、適時に試行プランに取り入れる。試行中に発見した問題と偏差について、適時に解決、是正する。

(三) 普及・活用の強化

試行の模範作用を十分に発揮し、経験交流を展開し、典型的事例を編成しかつ発表し、宣伝による指導を強化する。形成された一部の良好な経験ややり方について、試

行範囲の拡大等の方式を通じて複製・普及させ、試行中に形成した改革の新措置をまとめ、関連政策措置を適時に健全化・整備する。試行中に発生し得る際立った問題や矛盾を解決するために、現行法律・法規を調整する必要がある場合は、法的手続に従って解決する。

各関連部門と地方は、本方案の精神に従い、全局と責任意識を強化し、思想を統一し、能動的に改革し、勇敢に革新し、積極的に行動し、試行業務が実質的な成果を収めるよう確保しなければならない。国防領域における科学研究者への職務科学技術成果に関する所有権又は長期使用権の付与の試行は、国防科学技術工業主管部門と軍隊の関連部門が本プランの精神を参照して実施プランを制定し、別途展開する。

出所：2020年5月9日付け中華人民共和国科学技術部ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fgzc/gfxwj/gfxwj2020/202005/t20200518_153996.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。